○総務省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

総務大臣　金子　恭之

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び消防庁の定員） **第一条**　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。 区分 / 定員 / 備考 本省 / 四、五二三人 / ［略］ 合計 / 四、六九七人 /	（本省及び消防庁の定員） **第一条**　［同上］ 区分 / 定員 / 備考 本省 / 四、五一三人 / ［同上］ 合計 / 四、六八七人 /
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和四年九月三十日までの間	四、五五二人

○法務省令第十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

法務大臣　古川　禎久

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［条を削る。］	（企画官） **第八条の二**　公安課に、企画官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、公安課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整に関する事務をつかさどる。
（矯正監査室並びに情報通信企画官及び矯正調査官） **第九条**　総務課に、矯正監査室並びに情報通信企画官一人及び矯正調査官二人を置く。 ［2～5　略］	（矯正監査室並びに情報通信企画官及び矯正調査官） **第九条**　総務課に、矯正監査室並びに情報通信企画官一人及び矯正調査官三人を置く。 ［2～5　同上］